

財務省告示第二百二十三号

財 務 省 告 示 第 二 百 二 十 三 号  
 国 債 の 発 行 等 に 関 する 省 令 ( 昭 和 五 十 七 年 大 蔵  
 省 令 第 三 十 号 ) 第 六 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 、 平  
 成 十 六 年 四 月 二 十 六 日 に 発 行 する 利 付 国 債 の 発 行  
 条 件 等 を 次 の と お り 告 示 する 。

平 成 十 六 年 四 月 二 十 三 日

財 務 大 臣 谷 垣 禎 一

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
名 称 及 び 記 号	発 行 の 根 拠	法 律 及 び そ の 条 項 の 適 用 等	発 行 方 法	発 行 額	最 低 額 面 金	振 替 単 位	振 替 法 の 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	募 集 の 価 格 日	利 率	経 過 利 子	の 払 込 み
利 付 国 庫 債 券 ( 五 年 ) ( 第 三 十 六 回 )	国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 法 ( 明 治 三 十 九 年 法 律 第 六 号 ) 第 五 条 第 一 項	社 債 等 の 振 替 に 関 する 法 律 ( 平 成 十 三 年 法 律 第 七 十 五 号 ) 以 下	日 本 郵 政 公 社 に よ る 国 債 の 募 集	二 百 五 十 億 七 千 二 百 五 十 万 円	二 百 五 十 億 七 千 二 百 五 十 万 円	一 万 円	の 記 載 又 は 記 録 は 、 最 低 額 面 金	平 成 十 六 年 四 月 二 十 六 日	年 七 パーセント	額 に 加 え 、 次 の 算 式 に よ り 算	出 した 金 額 を 第 十 九 号 に 規 定
							の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と				す る 期 日 に 払 い 込 む も の と 算

る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.7}{100} \times \frac{37}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国法人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができ。

十三 初期利子

平成十六年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ)。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四

第二期以後の利子

毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十五

償還期限

平成二十一年三月二十日額面金額百円につき百円

十七

元利金支払

日本銀行

十 十  
九 八

払 募 払  
込 集 場  
期 期 所  
日 間

平 十 平  
成 六 成  
十 年 十  
六 四 六  
年 月 年  
四 二 四  
月 十 月  
二 日 十  
十 六 六  
六 日 日  
日 まで 日  
から  
平  
成